

特許庁は、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するべく、知的財産戦略本部をはじめ関係省庁の協力のもと、ポスター、新聞・雑誌広告、特設ウェブサイト等の様々な広報媒体を用いた啓発活動「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施。

1. 概要

近年、模倣品被害の問題は世界的な広がりをみせ、被害の内容も多様化・複雑化している。模倣品の氾濫は、市場における潜在的販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下等の経済的影響だけでなく、偽造医薬品による健康被害、組織犯罪への資金提供等の深刻な悪影響をもたらすものであり、各国・地域や国際機関等においても重点的な対策が講じられている。

特許庁は、産業財産権保護のため意匠法・商標法等における権利侵害への罰則強化や海外進出企業への支援等を行うほか、国内の模倣品流通防止のための普及啓発事業「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を平成15年度から毎年度実施している。

2. メッセージ

消費者の安易な購入意識に対して、模倣品購入の悪影響を示しつつ、誘惑に負けない強い意志を持つことを訴え、「だから私は買わない」意識を醸成する。

3. キャンペーン

消費活動が活発となるクリスマス・シーズンに合わせ、新聞広告、雑誌広告等を集中的に実施。

4. 広報媒体

ポスター、新聞・雑誌広告、特設ウェブサイト、インターネットバナー等。

5. 関係省庁等との連携

知的財産戦略本部をはじめ関係省庁から協賛を得て、政府一丸となって実施。
また、国際知的財産保護フォーラム(IIPPF:有志企業・団体からなる模倣品対策組織)とも連携し、官民合同で取組み。



ロゴマーク



昨年度キャンペーン用ポスター